

平成 29 年 5 月 10 日

上越市ガス供給施設指定工事業者 各位

上越市ガス水道局
(建設課)

新たにガスメーターを設置する場合の開栓手続きの変更について

平素、当市ガス水道事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、「ガス小売全面自由化」に伴い、ガスの開栓手続きを下記のとおり変更しましたので、周知徹底願います。

記

【ガス工事業者による開栓の禁止】

新築及び建替工事に伴い設置したガスメーターの開栓作業については、お客さまより使用開始日時※を開栓予定日の 2 日前までに料金センター（電話 025-522-7030）へお申込みいただき、お客さま（契約者）立会いのもと、料金センター職員が開栓作業を行います。その旨を元請業者（工務店等）もしくはお客さまに説明してください。

※開栓作業は、1/1～1/3 を除く毎日、9：00～17：00（12：00～13：00 を除く）の時間帯で行います。

【留意点】

- ・ガスメーターは従来どおり、事前（概算工事費がある場合には納入後）に出庫いたします。（開閉栓伝票理由欄には「新設閉栓」と記載してください。）
- ・ガスメーターを起動してのページ作業及びガス消費機器の試運転調整等は開栓前の作業となります。作業終了後は、ガスメーターを休止（遮断）状態としてください。（業務用消費機器等を設置し、ページ作業等に多量のガスが必要な場合は、事前に装置工事係と協議してください。）
- ・竣工検査時の同時開栓作業は、原則行いません。なお、特異な事案の場合は、装置工事係と協議してください。

【担当】

建設課 装置工事係
電話 025-522-5515